令和８年度壱岐市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

１　趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第９条第１項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定する。

２　用語の定義

本調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

３　適用範囲

この調達方針は、壱岐市が発注する物品等の調達とする。

４　調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（１）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア　就労移行支援事業所

イ　就労継続支援事業所（A 型、B 型）

ウ　障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

エ　地域活動支援センター

オ　生活介護事業所

（２）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア　「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ　重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

①障害者の雇用者数が５人以上

②障害者の割合が従業員の２０％以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が３０％以上

（３）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

５　調達の対象品目

特に分野を限定することなく、食品、印刷、清掃等障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6　調達の推進方法

（１）年度毎に、前年度の調達実績等を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を設定する。

（２）障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）及び壱岐市財務規則（平成１６年３月１日壱岐市規則第３２号）等の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約による調達の推進に努めるものとする。

（３）障害者総合支援法に基づく事業所に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては、共同受注窓口である「長崎県障害者共同受注センター」を活用し、発注推進に努めるものとする。

（４）障害者就労施設等から提供可能な物品等については、情報の収集に努め、各所属に情報を提供するものとする。

7　調達の目標

目標額　２９，０００千円

8　調達方針及び調達実績の公表

（１）本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。

（２）調達実績については、当該年度終了後、取りまとめ公表する。

9　担当窓口

本方針の担当窓口は、市民生活部市民福祉課とする。